

第10回公民館のコミュニティセンター化検討部会会議録

会議名	第10回公民館のコミュニティセンター化検討部会
日時	令和2年10月21日(水) 10時00分～11時30分
場所	浜田公民館1階 研修室
出席者	委員9名(欠席者3名) 浜田市14名 傍聴者4名
次第	開会 1 部会長あいさつ 2 議題 (1) 浜田市まちづくりセンターの制度(案)について 3 その他 閉会
会議資料	別紙のとおり

(開会 10時00分)

【事務局】

予定の時間になったので、只今から第10回公民館のコミュニティセンター化検討部会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の皆さんのご出席について、レジユメの裏面の方に名簿をつけている。公民館の館長さん3名が、本日ご欠席ということでご連絡をいただいている。それから、1名の委員さんは少し遅れられる予定である。定数過半数の出席をいただいております、この会議自体は成立していることを、まずご報告させていただきます。

それから、本日の議題は「まちづくりセンター制度(案)について」ということで、資料を資料1と資料2、レジユメの他に2種類お配りさせていただいている。説明の都度、ご案内するので、ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり地域政策部長の方からご挨拶申し上げます。

1 部会長あいさつ

【地域政策部長】

9月議会が先月29日に閉会した。このなかで「浜田市協働のまちづくり推進条例」も可決をいただいた。これから市民、また、まちづくり活動に携わる多くの団体さんと力を合わせて協働のまちづくり、住みよい浜田市に向けて努めて行きたいと思っている。この条例の制定にあたっては、条例検討委員会の皆様、また、コミュニティセンター化検討部会の皆様には、いろいろと熱心なご議論をいただき、また、ご尽力をいただき、ここに至ることができた。厚く感謝を申し上げたいと思う。この条例の第22条に協働のまちづくりの活動拠点として、社会教育・生涯学習の推進の拠点である公民館に協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として施設の整備及び充実を図るということを明記させていただいた。これからはこのコミュニティセンター、後程申し上げるが、名称としては「まちづくりセンター」という言葉を使わせていただきたいと思っているが、この具体的な設置条例に向けて引き続きご検討をいただくことになるかと思う。また、いろいろお知恵をいただいて、この拠点整備に向けて引き続き頑張っ参りたいと思っている。どうか、委員の皆様、よろしく願います。

【事務局】

続きまして、本会の部会長からご挨拶を願います。

【部会長】

昨年11月から長く続いたこの委員会も、6月25日に市長さんに答申を出させていただいた。今の部長さんの話にもあり、皆さんもご存知のように、「協働のまちづくり推進条例」が9月議会で可決成立した。いよいよ、これから本格的に浜田市における協働のまちづくりの推進とその拠点づくりということが大きな課題・テーマになってくるものと考えているので、これからまちづくりセンターの出発に向けて、さらに部会の皆さんの意見をいただきたいなと思っている。どうぞ本日もよろしく願います。今日は報告が中心になるかと思うが、よろしく願います。

それでは、早速だが議題の方参ろう。お手元のレジュメをご覧くださいと、まずは「まちづくりセンター制度（案）」ということで、ご報告をいただきたいと思う。では、よろしく願います。

2 議題

(1) 浜田市まちづくりセンターの制度（案）について

～事務局より資料1・資料2について説明～

【部会長】

この部会でも出した検討報告書の内容に沿って、市の方から方針のご説明をいただいた。この説明のなかで何かご質問・ご意見等あるか、いかがか。

【委員】

言葉で分からないところがある。③の「社会教育を推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する」と。さらに、「社会教育担当課の職員は、教育委員会との併任と」する。所属は教育委員会なのか、実際の居場所は（どこか）。そこがちょっとよく見えない。

【事務局】

市長部局に社会教育担当課を創設して、配置する職員は市長部局の職員ということで発令を受ける。併せて、教育委員会の方の発令も受けるということで、主としては市長部局の社会教育担当課に在籍するというイメージを持っていただければと思う。

【委員】

分かった。

【部会長】

併任というのは、なかなか（理解することが）難しい。

【委員】

今の委員さんと同じところに目が当たった。市長部局に社会教育担当課を創設するという事は、よく分かった。

市長部局と教育委員会という組織が別々にあるなかで、あえて併任ということをする事について、別の方法はないのかな、と。支所のような場合についてはそういった区切りが薄れているのでこれで良いけれども、市の場合には、例えば教育委員会から市長部局に人員が外向していく、というやり方もあると思うが、併任というものが非常に引っかかる。後の方でも「そういった併任する人には社会教育の勉強をしっかりとさせていくから」といった諸々のことがあったり、「隣合わせで係は置きますよ」と言ったような表現があったりするなかで、なんとなく歴然としない。これ以外にご検討されたという経緯はないか。

【事務局】

教育委員会と市長部局との連携の仕方はいろいろな形があると思う。併任や、教育委員会の方にメインで置いて、市長部局の方にも携わるという逆の在り方もあると思う。いろいろ検討するなかで、センター自体を市長部局の方へ持って行って、まちづくり等の他の部署と連携を図るということで、市長部局の方に社会教育担当課を持つてくるという整理をした。ただ、一方で学校等との連携も非常に大事なものであり、併任という形をとっているが、しっかり連携はとれるものというふうに考えている。

【部会長】

併任のイメージが湧かないということか。

【委員】

湧かない。

【部会長】

人事のことがあるので、ここら辺は何とも言えないのだけれども。

【委員】

具体的には机が新しくできると思えば良いのか。

【部会長】

どうだろうか、イメージ的に。

【事務局】

市長部局の方に机があるというふうに思っていたきたい。

【部会長】

現在の教育委員会生涯学習課の机が向こう（市長部局）へ行くということだろう。

【事務局】

そういうイメージになる。

【委員】

もちろん仕事は併任する、と。

【事務局】

はい。

【部会長】

他にいかがか。

【委員】

ちょっと今のところを深掘りするのだが。今、まちづくりのこれからの大きなテーマとしては共育と言って、小学校との関係性、中学校との関係性が重要視されるが、それは教育委員会の範疇だ。そういったことを併任の形で、というのはいかがなものか。そうすると、各まちづく委員会と各小中学校との関わりは少なくなる。それは本庁でやっていくのか。学校教育課か何かでやっていくのか。我々末端では、小中学校と交流をやっていって、子どもたちのことに関わっていつている。厳しく線引きがされている学校教育との問題を、併任で対応するというのはどうなのか。その辺というのは、もう少しはっきりと位置づけた方が良いのではないかと、という質問だ。

【部会長】

学校教育との関わりがどのようになっていくかということ。

【事務局】

少しイメージが分かりにくかったかと思う。今お話にあった、例えば郷育、共育については、社会教育の取り組みのなかでも重大な事業だと思っている。そのため、市長部局に今度移管する社会教育担当課の方で郷育、共育の事業も実施したいと考えている。それをするにあたっては、先ほど申されたように学校との連携が非常に大事になるため、やはり教育委員会との連携を強化するために同じ職員を併任発令で両方の取り組みができるような仕組みを作りたいというイメージである。

【委員】

理解はするのだが……。

また、⑤職員体制のところの説明があったように、公民館は今 26 館ある。それを順次ヒアリング、あるいは実態調査をされてきたと思う。そのなかで、現実はどういった感触を得られたか。今、ここには「多いところには人を増やします」など書いてあるが、現実にもそういうことがあった等、感じられたことがあれば、お聞かせいただきたい。

【事務局】

公民館のヒアリングに回らせていただいた。その際には、この市の方針のさらに前段となるたたき台も少しご説明させていただきながら、ヒアリングをさせていただいた。その際に、「基本的にはこの体制にさらに……」というような意見を、実態として数値をお示しいただいた館もあった。そういったことも踏まえて、後段の時間外等の部分も新たに盛り込んだ。実際には、センター長の勤務時間については、やはり館によってかなり意見のばらつきがあり、「現状の 52 時間が良い」というところや「やはり 17 日できちんとやるべきだ」という意見もあった。また、その中間どころということで、「例えば、1 日とはいかなくても毎日午前中くらいは来て、しっかり館のことは把握して整理していくべきだ」という意見もあり、今回の 80 時間という時間をご提案し、整理させていただいた。全体としても、やはり「マンパワーがほしい」という意見に対応するため、限られた予算のなかでどのように運用するかを思案したところだが、3 頁目の◆の 2 つ目の 3 点目にもあるように、各館ごとの人件費を上限としながら、最大限配置していくというところで整理をさせていただいた。

【委員】

各センターに偏った負担がいかないように、運用をよろしく願います。

【委員】

今の件だが、この 52 時間と 17 日は“選択制”と言え、言い方は悪いが。これは、それぞれのまちづくりと言うか、公民館でどちらを選んでも良いという形になるか。

それからもう1つ。もし、年度の途中で「52時間で何とかなると思っていたけれども、17日に変えてもらえないだろうか」というように変えてもらうことが可能だろうか。

【事務局】

17日と52時間、また80時間と選択というのは、それぞれの館長さんの意向をお伺いするなかで館長さんの意向に沿った形で選択できるようにしたいと思っている。

年度途中の変更ということだが、任命というような形になるので、基本的には、その年度は年度当初の契約、発令した勤務条件でお願いしたいと思う。ただ、館の事情や特殊事情、いろいろな状況等もあると思うので、途中で見直しが全くできないということではないけれども、基本的には、その年度については、年度当初の勤務条件の発令に基づく勤務をお願いしたいと考えている。

【委員】

条例でまちづくりに関わるということになっているのに、52時間を選択するということは「関わらなくても良い」という話にもとれる場合もあると思うのだが、そこら辺はどうか。

【事務局】

先程の説明のなかで少し触れたが、館長さんが52時間を選択された場合には、例えば、131時間との差分の80時間相当は別のパートさん、パート主事さん等を雇用して、そちらの方でしっかりまちづくりの方を担っていただくというような形もできる。センターの中での総人件費のなかで、その辺の調整ができるように考えている。

【委員】

それは分かるのだが。館長自体としては関わらない、ともとれる。そういうことはあってはならないと思うが違法でもない、という。

【事務局】

館長さん自体も、社会教育とまちづくりと両方担っていただくという位置付けになる。52時間を選択された館長さんにおかれても、そのなかで両方見ていただくということになると思っている。

【委員】

杵束公民館は現在主事2人。1人は社会教育担当でもうひとは出張所業務と図書館担当ということになっている。今後の勤務のなかで、まちづくり担当と社会教育担当を1人ずつ置くと言うので、そうすると、杵束公民館のように出張所と図書館業務が残るので3人にしてくれるのかな、という希望を持っている。

【事務局】

結論から申し上げると、主事は2名体制という形で杵束まちづくりセンターは考えている。その分、先程あったように3人役分の予算のなかでということと、一部、館の施設管理という意味では、別の形で的人员配置というわけでもないが、そういったところは庁舎の一部という意味合いもあるので、そこはやっていきたいというふうに考えている。

【委員】

というと、まちづくりセンターの職員の業務から支所の出張所業務は外すという考え方もあるということか。

【事務局】

出張所業務を含めて、という形になると思う。

【委員】

要するに、今までどおり出張所業務はセンター長1名と主事2名でやってほしいという考えになるの

か。

【事務局】

そういうことになる。

【委員】

そうすると、公平性の問題というものが出てくる。杵束は「大したことをやっていないから良いじゃないか」というふうになると、いじける気がする。他の公民館と比べ不公平である。

出張所業務というのは、所謂行政窓口の一部を預かっているのではなく、支所と全部同じことをやるので、朝同じ時間に出てきて、支所が開いている間は全部開けないといけない。そこがやはり、杵束を運営するうえでの 1 つの課題になっている。ただ、出張所の支所としての役割というのは、どうも条例で決まっているらしいので、「条例が変わらないと外せないよ」と、どこかで聞いたことがある。こういう悩みがあるということ、ちょっと考えておいていただければな、と思う。

【事務局】

他のセンターと比較して、所謂「臨時の休館日」を設けられない、という意味合いなのかな、と思う。そこについては、確かに他の条例の方で規定されている部分もあるので、そこでの整理はしていきたいと思う。

【委員】

今出た 2 人の委員さんの話にも絡むのだが。

先程あったように、各公民館、現状を把握された結果から言うと、今、バラバラの状態である。バラバラの状態を、今度は条例のもと、同じ目的・目標に基づいて物事をやっていこうという方向性を定めた。

特に、山間地域は市街地みたいに各サークル等があるわけでもない、基本的にはセンターが事業を起して、そういった事業のもとに皆さんを集めて、地域づくりをやっていこう、という形になる。例えば、勤務時間について、「館長をフルタイムにした場合には、そこまでの仕事がないかもしれない」といった懸念があれば、空いた時間の範囲で十分に地域活動を展開してもらい、という形をとっていかないと、ほとんど今と変わっていかないような気がする。これまで事業が少なかったところは、時間ができたからどんどん事業を作ってフルタイムを消化し、地域活性化を図っていこう、というように位置付けるのか、なかなかそんなことは難しいからぼちぼちやっていこうや、ということなのか迷っている。そういった位置付けは急に変わらないかもしれないが、その辺をはっきりとおっしゃってほしい。

【事務局】

現状のなかで 26 館の公民館、すべて同じ取り組みをされているわけではないということも理解している。まちづくりセンターになることによって、統一的な取り組みがすぐできるということはなかなか難しいというふうに思っている。館によっては、おっしゃるようにセンター自体が事業を興して運営していくというような取り組みがあると思うし、地域の活動を支援・サポートするような取り組みのセンターも出てくると思っている。この辺りについては、地域の事情や人口規模、いろいろなこれまでの取り組みの経過もあるので、そこは柔軟に対応を考えたいと思う。

館の在り方がどうあるべきかという部分についても、当面検証期間ということで来年 4 月以降のセンターのなかで、どういった取り組みができて、どういった成果が上がっていくかということをしっかり検証していきたいと思うので、そのなかで改めて整理していきたいと思う。

【委員】

まちづくりコーディネーターの勤務時間は何時間か。常勤か。主事さんと同じなのか。

【事務局】

まちづくりコーディネーターの勤務時間は1日7時間45分、通常の主事さんと同じ。勤務日数は1ヵ月17日を想定している。

【委員】

⑦に休館日が年末年始ということで定めてある。その次に、「開館時間及び休館日は、必要があると認めるときは変更できる」という言い方だ。ある何時間かを振り替えて変更ということは分かる。だが、先程出たように臨時休館日を設けることも現実には起こると思う。前にも言ったが、年末年始に行事やっっていく都合もあるので、そういったときにこの「今の年末年始だけではなく、それ以外に、事によっては臨時休館することもあるよ」あるいは「できるよ」ということについて、“変更”という表現で良いのかな、と。

【事務局】

考え方としては、委員さんのおっしゃるとおり、臨時の休館日を設けることができる、という意味合いだ。これについては、まさに条例に規定する内容であるため、他の公共施設の条例等の文言も参照し、こういった表現で進めたいと考えている。意味合いとしてはおっしゃるとおりで、臨時の休館日等を設けることができるということを含めた意味である。

【委員】

⑭、十分私も理解しているのだが、有資格者の社会教育の運用について何らかの、ということをも私も希望を聞いている。今までも話があったように、自分も含め、いろいろな資格があるからといって給与があがったこともなければ、何もない。こと社会教育のなかでは、公民館の主事に「社会教育主事の資格を取ってください」というふうにある程度の要請があり、取ってきたという経過もある。あるいは、自発的にそういった資格を取っていきこうという者と差異があると思う。今は「社会教育の資格を取るように」といったことで、松江や広島にまで取りに行った人もいるかもしれない。まあ積極的に取ったのかもしれないが、そういった人の想いというのは、微妙なものがあるのだろう。

今後はそういった人が増えていくという形になっているため、あわせて十分に検討していただきたい。そうすれば、「検討するということになっているから頑張ってくれ」と言える。社会教育主事や社会教育士の資格を取って頑張ってください、というお願いをしていくわけだから、いくらかでも考えてほしい。

【事務局】

部会の方からも報告としていただいおり、今もお話を伺い、意向の方は受け止めさせていただく。人事と関係のある話になるので、申し訳ないが引き続きの検討ということで整理させていただきたい。

【委員】

社会教育士の資格を個人で取る場合、結構お金がかかると聞いた。云十万、20万くらいかかりそうなので、一生懸命取った人には何か良いことがないと可哀想かな、という気がする。私が見たものが間違いかもしれないが。通信教育辺りを受けると結構取られる。

【事務局】

先程、社会教育主事の資格の話が出た。資格を取るための勉強にかかる費用は無料。ただ、宿泊研修があり、その関係で広島宮島の宮島や出雲の共生施設の方に泊まる。宿泊研修というものでお金がかかる。所謂、旅費相当。ただ、社会教育主事の資格取得にかかる費用は無料である。最近、浜田のいわみーで受講ができた、今年度はリモートで夜間に実施されている。今回も公民館職員が2名ほど受けているが、リモートでそういった講習を受けている。

【委員】

かなりの時間がかかると聞いたが。

【事務局】

時間はかかる。取得時間は、生涯学習概論というところからずっと単位を取っていくため、年間だと大体4年くらいかかる。一気に取ると1ヶ月。広大に行って夏休みに取る場合もあるが、それも1ヶ月、おおむね4週間と聞いている。

【委員】

携わる予定のある職員に限るということか。一般の人にも窓が開かれているのか、公民館職員でなければならないのか。

【事務局】

社会教育経験や大学を出た等、要件はいろいろある。そのなかに、社会教育に携わる経験が3年以上、というものが確かあったかと思う。

【委員】

浜田市のホームページで、まちづくりの条例が議会で可決されたことを見て大変嬉しく思った。それを踏まえて、今度はコミュニティセンターの話である。行財政改革の審議委員で、市がものすごい数の無駄を排除しながらやっているというなかで、一方、今後はこういう制度も新しく生まれて、いろいろなことが起こる可能性がある。

私は公民館に携わっているわけではないが、やりながらいろいろなことを話し合っ、運用で直していかないと。立ち上がったときにいろいろなことを話しても、開設というものはやってみなければ分からないこともある。皆で協力してやりながら、問題があれば話し合っ直していくという形の方が良いのではないかと思う。

【委員】

私も賛成だ。したがって、職員待遇のところ、3年程度の評価・検証期間とあるが、もっと短くても良いのではないかと思う。職員改善については行革との関係もあるので、良い方向で見出していただければと思っており、検証は十分にやっていただきたいと思う。

【事務局】

検証の方もしっかりやっていきたいと思っている。また、本日の委員の皆さんにも、ぜひ検証へのご協力をお願いしたいと思う。検証組織については、3年後に立ち上げるのではなく、来年4月以降、まちづくりセンターがスタートした直後から立ち上げて検証の方をお願いしたいと思う。よろしく願います。

【部会長】

よろしく願います。

【委員】

コーディネーターさんの所管・所属はセンター担当の本庁だが、勤務場所は各自治区の中心的なセンターとかいう言い方になっている。いろいろな意見をまとめながら、30も40もあるようなまちづくりのコーディネートをしていくため、なかなか各地区に散らばっても難しいものがあるのだろうと思い、不満足だが本庁にそういった方を置かれるのはやむを得ないのかな、と思っていた。でも、ここではそうではなくて、各自治区の事務所、あるいはセンターに置くとなっており、非常に悩ましい表現だが、いかがなものか。もう少しコーディネーターさんがいらっしゃって、そのうえで各自治区に散らばっていくということになっているのでしたら分かりますが。こういった各自治区に置くという文言は初めて出たと私は思う。答申のときにはそうではなかったが、それで納得していた。この辺の考えた方を教えてほしい。

【事務局】

4 頁にも配置について書いてあるが、主な勤務場所は事務所またはセンターということで、少し部会の報告とは変わっている。おっしゃるように、一応 5 名程度ということで、各自治区の支所や中心となる公民館への配置ということを想定している。いろいろとお話をお伺いするなかで、「本庁に 5 人いるよりも、より近いところで実際の現場を見ながら、現場に入って一緒に活動する、また助言をいただくということが望ましいのではないか」というようなご意見や考え方があり、今回は市の方針をこのように整理させていただいた。また、逆にこの 5 人の連携が取りにくくなるのではないかと、という懸念もある。それについては、まだ具体的ではないが、5 人のなかのどなたかがそういった役割を持つことや、本庁で各支所のコーディネーターの取りまとめ、調整、連携役を担うことで、5 人がしっかり連携を取れるような仕組みも合わせて作っていく必要があると思っている。

【委員】

コーディネーターは新しい考えであり、個人的な考えでは連携がとても大事。やはり、地域は地域の個性がありつつも、浜田全体としてももの考えるという組織であってほしいと思うので、連帯を大事にしてもらいたいと思う。

【委員】

全体的に上手くまとめてあるというような印象を持って聞いた。意見を申し上げたいのだが、各館がセンターになるが、活動してきたものは皆それぞれ違う。それぞれの館で異なる特色があり、これを将来的に活かしていかないといけない、そういったセンター長でなければならないと思う。

ただ、市長部局とかの職員さんの話がありましたが、これからの活動を、まちづくり推進課と生涯学習課だけの職員で行政が対応するのではなくて、全職員がそれぞれにこれに関心を持っていただいて、地域活動に関わっていただきたい。まちづくり条例にもあるが、そのことを一言申し上げておきたい。

【事務局】

全職員の意識や研修も非常に大事だと思っており、8 頁の職員の育成の方にも入れている。市の職員に向けて、社会教育やまちづくりに対する意識啓発や研修会もしっかりやっっていこうと思っているので、よろしく願います。

【委員】

期待している、よろしく願います。

【部会長】

他にないか。

【委員】

ない。

【部会長】

それでは、だいたいこれでご意見が出たようなので、報告については以上でよろしいか。ありがとう。

3 その他

【事務局】

特には事務局としてはないが、先程スケジュールの方でご説明したように 11 月 18 日に第 11 回のコミセン部会、第 11 回の条例検討委員会を夕方、通常では 18 時 30 分からの開催の予定をしている。一応、ご都合の確保をお願いできればと考えている。正式な案内は改めてさせていただくので、よろしく願います。

【部会長】

ということで、次回、11月18日水曜日。夜の時間だが、全体会とこの会との合同会議になる。

【委員】

6時30分から。

【部会長】

6時30分から。

【委員】

6時30分から2つをやるのか。それとも、バラバラにやるのか。

【部会長】

一緒に、合同で。

よろしいか。それでは予定の時間より少し早いですが、今日の検討部会はこれで終わらせていただく。どうも皆さん、長時間お疲れ様。感謝申し上げます。

(閉会 11時20分)